

◆エコアクション21 審査人倫理委員会の審議等に関する内規

エコアクション21 中央事務局

平成23年10月 1日制定

エコアクション21 中央事務局は、「エコアクション21 審査人倫理規程」（平成23年10月1日制定。）8. に基づき、エコアクション21 審査人倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）の審議等のあり方について、以下のように定める。

1. 倫理委員会は、「エコアクション21 審査人倫理委員会規程」に基づき開催し、その審議を行う。
2. エコアクション21 中央事務局事務局長（以下「中央事務局長」という。）は、エコアクション21 審査人（以下「審査人」という。）が、「エコアクション21 審査人倫理規程（以下「倫理規程」という。）」に違反し、審査人として不適切な行為があると判断した場合は、当該審査人の氏名及びその理由を附して、倫理委員会を招集する。
3. 中央事務局長は、第2項による倫理委員会の開催について、当該審査人にその理由を附して通知し、倫理委員会への出席又は期日を指定した弁明書の提出を求めなければならない。
4. 第2項により開催した倫理委員会は、中央事務局長が提出した当該審査人に係る資料、出席した当該審査人の弁明又は当該審査人が提出した弁明書に基づき、当該審査人の処分について審議し、決定する。
5. 中央事務局長は、審査人が倫理規程に違反し、審査人として不適切な行為を行っている可能性があると判断した場合は、倫理委員会委員長に報告し、その指示に基づき必要な調査及び関係者へのヒアリング等を実施する。調査に当たってはその結果を倫理委員会に報告する旨を調査対象の審査人等に予め告知しなければならない。
6. 中央事務局長は、第5項に基づく調査等を実施した場合は、倫理委員会委員長と協議の上、必要に応じて倫理委員会を招集して調査結果を報告する。
7. 第6項により開催した倫理委員会は、中央事務局長が提出した調査結果に基づき、当該審査人の処分について審議し、決定する。
8. 審査人の処分は次の通りとする。
 - ①審査人の認定・登録の取り消し
 - ②審査人の認定・登録の期限を定めた一時停止
 - ③審査人に対する文書による厳重注意及び始末書等提出の指示

9. 中央事務局長は、倫理委員会の審議の結果を、当該審査人に速やかに文書により通知しなければならない。
10. 処分を受けた審査人がその処分に不服がある場合は、一度に限り、倫理委員会の再審議を求めることができる。
11. 中央事務局長は、審査人の処分について、中央事務局ホームページでこれを公表する。